

## 小樽市とヤマト運輸株式会社との包括連携協定

小樽市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携の下、相互に協力し、官民協働により、地域活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をを行う。

- (1) 災害時における物資輸送・物資拠点に関する事項
- (2) 高齢者等への支援に関する事項
- (3) 安全で安心な地域社会の実現に関する事項
- (4) 地域活性化に関する事項
- (5) その他目的を達成するために、協議により定める事項

### （連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に3年間延長されるものとする。

### （秘密保持）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力をを行うに当たり、互いに知り得た情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

### （合意管轄）

第7条 本協定にかかる訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 4月 15日

甲 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

追後文



乙 札幌市厚別区厚別中央三条1丁目2番30号

ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部 札幌主管支店

主管支店長

安藤 恒一

